

各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

### 地域警察官による高齢者保護活動の推進について

本県においては、全人口に占める65歳以上の高齢者の割合が22%を超え、今後ますます増加していくことが予想されるなど、いわゆる高齢化社会を迎えている。

高齢者については、犯罪や事故の被害者となる可能性が高い社会的な弱者であることから、地域警察活動を通じて積極的に保護活動を推進していくこととしたので、実効のあがるようにされたい。

なお、平成19年4月1日をもって、「地域警察官による高齢者保護活動の推進について」(平成7年9月14日付け青警本地第787号)は廃止する。

### 記

#### 1 目的

地域警察官が、地域に密着した諸活動を通じ、管内の高齢者の生活実態、要望・意見等を把握し、その実態に即した保護活動を推進して、高齢者に係わる事件・事故の未然防止を図ることを目的とする。

#### 2 高齢者保護活動の積極的推進

##### (1) 高齢者の生活実態、要望・意見等の把握

効果的に高齢者(概ね65歳以上の者をいう。)の保護活動を推進するため、巡回連絡等による訪問活動をはじめ、あらゆる地域警察活動を通じ、また、自治体、町内会、老人クラブ等の関係機関・団体等との連携により、高齢者の居住、生活等の実態、各種要望・意見等の把握に努めること。

##### (2) 訪問による保護活動の推進

###### ア 高齢者に対する訪問による保護活動

高齢者については、巡回連絡等を通じてこれらの家庭を訪問し、その生活実態に応じて緊急時における連絡方法の教示、犯罪や事故の被害に遭わないための指導等を行うほか、必要により関係機関や親族への連絡等の措置を講じること。

###### イ 要保護高齢者の保護活動

###### (ア) 要保護高齢者の指定

高齢者のうち、一人暮らしの高齢者、共に高齢者である夫婦、親子、兄弟姉妹等で、

- ・近親者等身寄りの居住地までの距離や音信の状況
- ・災害等の発生時における危険回避能力

- ・健康状態（持病の有無、程度等）
- ・認知症等の有無又はその程度
- ・犯罪の被害を受けやすい要因
- ・過去における保護歴

等を総合的に判断して、警察的に継続して保護していかなければならないと認められた者を「要保護高齢者」として指定し、努めて訪問を行い、保護活動を推進していくこと。

#### (イ) 計画的な訪問

要保護高齢者の訪問活動を実施するに当たっては、巡回連絡を通じて計画的な訪問に努めるほか、巡回連絡以外の諸活動を通じた随時訪問も考慮するなどにより、効率的な訪問活動の実施に配慮すること。

#### (ウ) 訪問の目安

概ね月1回の訪問を目安とする。

### (3) 広報啓発活動の推進

#### ア 各種広報媒体の活用

交番・駐在所広報紙を始めとした警察独自の広報媒体のみならず、市町村の広報誌等あらゆる広報媒体を活用して、高齢者が身近な犯罪や交通事故の被害に遭わないように、積極的に広報啓発活動を推進すること。

#### イ 各種会合を通じた広報啓発活動

高齢者が参加する防犯、交通安全教室等の各種会合に地域警察官を積極的に出席させ、高齢者被害に係わる事件・事故事例等を示し、相手の立場に立った被害防止のための具体的な広報啓発活動を推進すること。

#### (4) 街頭活動における保護の推進

街頭活動の際には、制服やパトカーを前面に出した「見せる・聞かせる・知らせる活動」（三（み）せる活動）により、積極的に高齢者の保護誘導活動や状況に応じた指導・助言を行い、高齢者が事件・事故の被害者とならないよう努めること。

#### (5) 警察安全相談等の適切な処理

訪問活動時等における高齢者からの相談や諸願い届けに対しては、常に親切な対応に心がけ、何らかの措置を要すると認めた場合は、関係機関・団体との連携も念頭に、相手の立場に立った迅速・適切な処理に努めること。

### 3 高齢者保護活動上の配慮事項

#### (1) 関係機関・団体との連携強化

市町村の関係部署、町内会役員、民生委員、老人クラブ等の関係機関や団体と連携を密にし、高齢者保護に関して必要な情報入手に努めるほか、連絡体制を確立すること。

#### (2) 近隣協力者等の設定による応急の救護

高齢者に係わる事件・事故等の緊急の事態が発生し、又は発生する恐れがある場合

に通報、応急の救護措置等が講じられるようにするため、必要に応じて近隣居住者等との協力関係構築に配慮すること。

(3) 社会参加への促進支援

年齢、健康状態、生活実態等から社会参加することが望ましい高齢者に対しては、その意思を勘案しつつ、交番・駐在所連絡協会員、防犯・交通安全関係地域ボランティア等の社会奉仕活動、スポーツ文化活動等への積極的な参加の促進、支援に配慮すること。